

第 21 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 3 月 29 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 56 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（25 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（1 名）

15 番 宗廣 武夫

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第 1 号 北海道農業会議第 80 回総会について
- 第 2 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
- 第 3 号 農地法改正に伴う農地転用許可について
- 第 4 号 平成 28 年度農業委員会予算について

議案

- 第 1 号 公益財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の変更に対する決定について
- 第 2 号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 6 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更について
- 第 7 号 現況証明について
- 第 8 号 平成 27 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第 9 号 平成 28 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第 10 号 平成 28 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	天羽 徹
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主事	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 21 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、16 番国枝委員、17 番千葉委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、15 番宗廣委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第 1 号「北海道農業会議第 80 回総会について」を議題といたします。事務局から報告第 1 号の説明をいたします。
事務局	報告第 1 号「北海道農業会議第 80 回総会について」。私のほうから説明させていただきます。総会は今月 8 日に札幌市において開催され、議案第 1 号「平成 26 年度北海道農業会議事業報告並びに収支決算の承認について」から議案第 9 号「平成 28 年度一般社団法人北海道農業会議借入金最高限度額及び預入先金融機関の決定について」までの議案審議がなされ、提案されました 9 議案すべてが承認・可決されました。別紙 1 をご覧ください。議案第 5 号「一般社団法人北海道農業会議農業委員会ネットワーク業務規程の決定について」ですが、1 月 14 日に開催された臨時総会において、非営利型一般社団法人への組織変更計画が承認され、道より農業委員会法の規定に基づき指定を受けたのち 4 月 1

	日から道農業会議が行う農業委員会ネットワーク業務の実施方針が定められております。農業会議が行う業務についてはこれまでと変わりありませんが、最後のページをご覧ください。一般社団法人となった農業会議の機構図がありますが、平成 28 年度からは社団法人の普通会員として各市町村の農業委員会と市町村長が会員となります。理事には振興局ごとにあります農業委員会連合会からの代表者が選出され理事会を組織します。代表理事会長・副会長には現職の会長、副会長がそのまま就任し、専務理事には農業会議の事務局長が就任することとなっています。次に資料 2 になりますが、平成 28 年度北海道農業会議事業計画案についてですが、事業推進に係る基本方針と重点課題として、1 番の「農業委員会・農地制度改革の着実な実施に向けた取り組み」や「T P P 協定交渉等への対応」など、7 項目を重点課題としております。以上で、北海道農業会議第 80 回総会の報告とさせていただきます。
議長	報告第 1 号について、何かご質問ございませんか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。
議長	次に報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第 2 号 1 番から 9 番を説明いたします。
事務局	報告第 2 号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」。農地法第 18 条第 6 項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書 1 ページから 3 ページの 9 件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第 2 号 1 番から 9 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号 1 番から 9 番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 3 号「農地法改正に伴う農地転用許可について」を議題といたします。事務局から報告第 3 号の説明をいたします。
事務局	報告第 3 号「農地法改正に伴う農地転用許可について」農地法改正に伴う農地転用許可について下記のとおり改正されたので報告いたします。内容の説明をさせていただきます。平成 28 年 4 月 1 日施行の改正農地法では、農地転用許可に係る面積が 2 ha 以下から 4 ha 以下へ改正されたところでございます。転用許可権限は北海道の権限ではありますが、平成 17 年 4 月より幕別町が権限移譲を受け農業委員会が事務委任によりを許可しております。また、農地転用許可に際

	しましては、北海道農業会議へ全ての案件を諮問として提出しておりましたが、30a 以下の転用につきましては、記載にあります事由に該当した場合は「意見聴取が不要」に改正されたところでもあります。以上で報告とさせていただきます。
議長	報告第 3 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号は報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第 4 号「平成 28 年度農業委員会予算について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「平成 28 年度農業委員会予算について」。平成 28 年度農業委員会予算について下記のとおり決定したので報告いたします。内容の説明をさせていただきます。平成 28 年度の予算につきましては、先般の 3 月定例議会におきまして、幕別町の各会計予算が議決しております。平成 28 年度の農業委員会予算の歳出は 17,381 千円で前年と比較いたしまして 214 千円の増額となっておりますのでございます。次に、平成 28 年度の農業委員会予算の歳入となります、特定財源ですが、道からの負担金、補助金、委託金として、総額 6,903 千円その他の収入として、農業者年金業務委託手数料が 1,550 千円の合計 8,453 千円を歳入の特定財源として計上しております。歳出予算の主な内容といたしましては、1 節報酬が 1,206 千円で農業委員 26 名分の報酬であり、9 節旅費が 1,934 千円で農業委員 26 名分の総会・現地調査にかかる費用弁償が主なものでございます。また、その他各節には農業委員会の運営と事務に係る経費をそれぞれ計上しているところでございます。以上で報告とさせていただきます。
議長	報告第 4 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号については報告のとおり承認されました。
議長	ここで説明員が入室しますので、暫時休憩します。 (町振興公社 廣瀬事務局長入室)
議長	休憩を解き、議案に入ります。議案第 1 号「公益財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の変更に対する決定について」を議題といたします。議案第 1 号について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 1 号について、議案書をもとに朗読】

議長

それでは、農業振興公社から説明をお願いいたします。

公社局長

それでは、議案第1号の内容についてご説明させていただきます。始めに、日頃より幕別町農業委員の皆様には、幕別町農業振興公社の各種事業に対し、ご指導とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、本日、農業委員会総会の貴重な時間をいただき、公社の農地利用集積円滑化事業規程につきまして、ご審議をいただきますことにお礼申し上げます。幕別町農業振興公社は、農地流動化対策事業、担い手育成対策事業及び農業情報提供事業を事業の柱として、幕別町農業委員会をはじめ、関係農協等のご理解とご尽力をいただき、平成14年に設立されました。農地流動化対策事業につきましては、平成14年11月に農地保有合理化法人として北海道知事から承認を受け、農業委員会との連携のもと農地の利用調整を行ってまいりました。その後、平成22年からは農業経営基盤強化法の一部が改正されたことに伴い、幕別町の承認を受けまして農地利用集積円滑化事業規程を定め、農地利用集積円滑化団体として、農地の利用集積事業を行っているところであります。本日ご審議いただきます公益財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の変更についてでございますが、平成26年に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、農地中間管理事業の推進に関する法律が創設されたことにより、農地保有合理化事業が廃止されました。これに伴いまして、農地保有合理化法人、農地保有合理化事業に関する文言を削除し、農地中間管理機構及び農地中間管理事業に関する文言を追加するなど関係部分を変更するものであります。加えて、平成22年に現行の規程に変更した際、文言の修正漏れ等がありましたことから、合わせて変更することからご審議をお願いするものでございます。それでは、議案に沿いまして説明をさせていただきます。公益財団法人幕別町農業振興公社農地利用集積円滑化事業規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。議案（説明資料）の8ページをご覧ください。左側が、現行規程、右側が、改正規程でございます。まず、農業経営基盤強化促進法の一部改正、農地中間管理事業の推進に関する法律の創設に関する部分について、条文に沿いましてご説明申し上げます。第4条第1項中、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、第2項中、「農地保有合理化法人」が行う「農地保有合理化事業」を「農地中間管理機構」が行う「特例事業及び農地中間管理事業」に改めるものであります。次の9ページをご覧ください。第11条第2項中につきましても「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改めるものであります。また第12条、第23条、第25条の「経営構造対策」を削除するものであります。次に平成22年に現行の規程に変更した際の文言の修正漏れ等について、条文に沿いましてご説明申し上げます。第6条にお戻りください。第6条及び第7条では「の委託」を削除するものであります。第9条第2項では「申し出る」を「申し出た」に、同じく第2号の「借賃」を「借賃等」に改めるものであります。第15条では利用権設定等促進事業の括弧書きの部分削除するものであります。第17条では「第16条」を「前条」に改めるものであります。第21条第2項第2号では「借賃」を「借賃等」に、第23条では「本団体」を「この法人」に改めるものであります。なお、附則につきましては、この農業委員会総会で議決を得た後、幕別町からの承認を受けた日から施行することとなります。以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

議案第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号は原案のとおり可決されました。ここで説明員が退室しますので、暫時休憩します。 (町振興公社 廣瀬事務局長退室)
議長	休憩を解き、議案に入ります。議案第 2 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番から 5 番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 5 番について議案書をもとに朗読】 以上の案件につきましては、1 番から 4 番は農家住宅の建設、5 番は普通財産の貸付を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。現況畑となっております 1 番については、今月の 23 日に現地調査を行っております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 5 番の農振地域からの除外については、特に問題がないということでよろしいでしょうか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番から 5 番は特に問題なしと答申することに決定します。
議長	次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番から 18 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番から 18 番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 1 ページ、9 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
7 番	7 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番から 18 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番から 18 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 19 番、20 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 19 番、20 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 10 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 19 番、20 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 19 番、20 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 21 番から 24 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 3 号 21 番から 24 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 11 ページから 12 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 21 番から 24 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 3 号 21 番から 24 番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第 3 号 25 番、26 番につきましては、大野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第 3 号 25 番、26 番について事務局から説明をいたします。

(3 番 大野委員退席)

事務局

【議案第 3 号 25 番、26 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 13 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号25番、26番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号25番、26番は原案のとおり可決されました。 (3番 大野委員着席)
議長	次の議案第3号27番から30番につきましては、田邊代理の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第3号27番から30番について事務局から説明をいたします。 (25番 田邊代理退席)
事務局	【議案第3号27番から30番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書14ページから15ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当委員は田邊代理であります但議事参与に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号27番から30番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号27番から30番は原案のとおり可決されました。 (25番 田邊代理着席)
議長	次に議案第3号31番、32番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号31番、32番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書16ページに記載されておりますように、

経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13 番 13 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号31番、32番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号31番、32番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号33番から36番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号33番から36番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書17ページから18ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番 9 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号33番から36番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号33番から36番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 3 号 37 番、38 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 37 番、38 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 19 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	19 番説明いたします。これらの案件は毎月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 37 番、38 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 37 番、38 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 39 番から 44 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 39 番から 44 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 21 ページ、22 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。これらの案件は毎月 18 日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 39 番から 44 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号39番から44番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第3号45番につきましては、白木委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第3号45番について事務局から説明をいたします。

(13番 白木委員退席)

事務局 【議案第3号45番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書23ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は昨年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号45番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号45番は原案のとおり可決されました。
(13番 白木委員着席)

議長 次に議案第3号46番、47番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号46番、47番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書23ページ下段から24ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20 番	20 番説明いたします。この案件は昨年 12 月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 46 番、47 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 46 番、47 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 48 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 48 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容は別添調査書 24 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。この案件は先月買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 48 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 48 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号 49 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 49 番について議案書をもとに朗読】

	以上の計画要請の内容は別添調査書 25 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2 番	2 番説明いたします。この案件は先月買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 49 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 49 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 4 号 1 番、2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】 この案件はお手元に配布しております別添農地法第 3 条調査書 1 ページ、2 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。これらの案件は今月 23 日に高橋委員、森委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第4号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号3番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	14 番説明いたします。この案件は今月 23 日に高橋委員、森委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号4番、5番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号4番、5番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書4ページ、5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。これらの案件は今月 23 日に高橋委員、森委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番、5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号6番について議案書をもとに朗読】

この案件につきましては町外農業者による農地の賃貸借案件であります。借主である町外農業者につきましては許可申請書に営農証明書の添付を求めることにより、営農実態及び農地法3条資格者であることを確認済みであります。内容につきましては農地法第3条調査書6ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は本月23日に高野委員、菅野委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号7番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番について議案書をもとに朗読】

なお農地法第3条第3項による農業生産法人以外の法人への農地の賃貸借であることから、農地法施行規則第23条の規定により、毎年その農地等の利用状況を報告しなければならない旨の条件を付しております。内容につきましては農地法第3条調査書7ページに記載されておりますように、農地法第3条第2

項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番 9 番説明いたします。この案件は毎月 23 日に高野委員、菅野委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 7 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 4 号 7 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 4 号 8、9 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 4 号 8 番について議案書をもとに朗読】

本件につきましても農地法第 3 条第 3 項による農業生産法人以外の法人への農地の賃貸借であることから農地法施行規則第 23 条の規定により毎年その農地等の利用状況を報告しなければならない旨の条件を付しております。

【議案第 4 号 9 番について議案書をもとに朗読】

これらの内容につきましては農地法第 3 条調査書 8 ページから 9 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10 番 10 番説明いたします。これらの案件は毎月 23 日に高野委員、菅野委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 8 番、9 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号8番、9番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号10番、11番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号10番、11番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書10ページ、11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は農業後継者への所有農地の贈与及び生前一括贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでありますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号10番、11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号10番、11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号12番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番 25番説明いたします。これらの案件は農業後継者への所有農地の生前一括贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局の説明のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号12番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号13番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号13番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添調査書13ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。この案件は今月23日に高橋委員、森委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号13番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号13番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】 この案件は砂利採取を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は期間1年以内の一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されておりますとおりでございます。以上で議案の朗読と説

	明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。この案件は今月 23 日に高橋委員、森委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 6 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第 6 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 1 番について議案書をもとに朗読】
事務局	本件につきましては農家住宅の建設を目的に平成 27 年 8 月総会において審議され、平成 27 年 10 月総会で許可をしたものでございます。当初の事業計画では、工事期間を平成 28 年 3 月 31 日までとしておりましたが、許可を受けたのち速やかに建設に着手しようとしていたところ、当初予定していた建築業者を変更する必要が生じた為、予定期間内での事業完了が見込めなくなった事から今回の事業計画変更承認申請になったものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 7 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 7 号 1 番

について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号1番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月23日に高橋委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第7号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第7号2番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号2番について議案書をもとに朗読】

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25番

25番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月23日に高橋委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第7号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第7号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号3番について議案書をもとに朗読】

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 23 日に高橋委員、森委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 7 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 7 号 3 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 8 号「平成 27 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。議案第 8 号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 8 号について議案書をもとに朗読】 別添 議案第 8 号の別紙をご覧ください。平成 27 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、農林水産省が定めます、「農業委員会の適正な事務実施」に当該年度の活動に対する点検・評価の検討を毎年 3 月末までに行うこととなっております。検討結果を決定するため、農業委員会では、「点検評価結果」をホームページ等で公表し、地域の農業者から意見・要望等を募集した後、最終決定することとなっております。また、本日、午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議頂き総会に提案させて頂いております。次に内容の説明をさせていただきます。 1 ページになりますが、「法令事務に関する点検」といたしまして、「総会等の開催及び議事録の作製」で 4 項目の点検をしており、是正措置等はない状況にあります。2 ページから 4 ページは、「事務に関する点検」といたしまして、5 項目の点検を行っております。一つ目の「農地法第 3 条に基づく許可事務」では、処理件数が 4 月～3 月で 67 件、二つ目の「農地転用に関する事務」は、処理件数 12 件、三つ目の「農業生産法人からの報告への対応」では、管内法人数 57 法人中 46 法人より農業生産法人の報告書の提出がある状況にあります。四つ目の「情報の提供等」につきましては、本年 1 月に取りまとめし 2 月に公表しております。4 ページをお開きください。五つ目の「農地利用集積計画の決定」につきましては、処理件数 326 件でございまして、いずれも是正措置はない状況にあります。5 ページから 6 ページは、遊休農地に関する点検、7 ページ以降につきましては、「促進等事務に関する評価」といたしまして、「認定農業者等担い手の育成及び確保」、「担い手への農地の利用集積」、「違反転用への適正な対応」の 3 項目について点検しております。また、各項目に件数等の記載がありますが、

	いずれも３月末での見込み数値となっております。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第８号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第８号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第９号「平成２８年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。議案第９号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第９号について議案書をもとに朗読】 別添 議案第９号の別紙をご覧ください。平成２８年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、議案第８号の「平成２７年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と同様に農林水産省が定めます、「農業委員会の適正な事務実施」に次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を毎年３月末までに行うこととなっております。「平成２８年度の目標とその達成に向けた活動計画」につきましても、ホームページ等で公表し、地域の農業者から意見・要望等を募集した後、最終決定することとなっております。また、議案第９号につきましても、本日、午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議頂き総会に提案させて頂いております。次に内容の説明をさせていただきます。平成２８年度より様式が改正されております。１ページになりますが「農業委員会等の概要」といたしまして「農家・農地等の概要」と「農業委員会の現在の体制」記載しております。２ページをご覧ください。２ページには「担い手への農地の利用集積・集約化」と平成２８年度より追加された「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてそれぞれ活動計画を記載しております。３ページをご覧ください。３ページには、「遊休農地に関する措置」といたしましては、平成２８年度も昨年同様の活動計画を定めておりまして、農地利用状況調査を９月、１０月に行う活動計画となっております。中段以降の「違反転用への適正な対応」につきましては、目標案を定め活動する計画となっております。以上、朗読と内容の説明とさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
23 番	議案第９号１ページの「農業委員会の状況」で農家・農地等の概要が出ており耕地面積、経営耕地面積、農地台帳面積がありますが、耕地面積と経営耕地

	面積では田の面積が出ているのに農地台帳は出ていないのが気になります。実際にはありますよね。また２ページの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」に昨年１経営体となっておりおそらく「雄秀農園」だと思うのですが教えて頂きたいです。平成２８年度については２経営体の見込みはあるのですか。
事務局	まず一つ目の「農家・農地等の概要」でございますが、農地台帳にも田の面積はあります。畑の面積の中に田の面積も含まれています。そして、２ページの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、質問のとおり「雄秀農園」です。平成２８年度の２経営体に関しましては、本年度、忠類地区において２つの新規就農者があると聞いておりますので２経営体を目標とさせて頂きました。以上です。
議長	よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第９号について原案のとおり決する事に異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第９号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第１０号「平成２８年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。議案第１０号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第１０号について議案書をもとに朗読】 別添 議案第１０号の別紙をご覧ください。農業委員会活動方針・活動計画につきましては、毎年３月に協議し決定しているところでありまして、平成２８年度の農業委員会活動方針・活動計画（案）を別紙のとおり決定いたしたく審議をお願いするものでございます。農業委員会活動方針・活動計画（案）について、本日、委員皆様よりご意見を頂き、来月４月総会に報告案件として提出させて頂き決定する方向でおります。ご意見等がなければ、本日の決定とさせて頂きますのでよろしくお願いいたします。また、議案第１０号につきましても、本日、午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議頂き総会に提案させて頂いております。次に内容の説明をさせて頂きます。今回各項目の記載内容について、再精査をしております。変更及び修正をしております。変更及び修正箇所については、下線でお示ししております。１ページになりますが、平成２８年度農業委員会活動方針・活動計画（案）の活動方針、重点事項を記載しております。最初に活動方針ですが、下線部分の記載内容の変更しておりますのでご確認をお願いいたします。次に重点事項といたしまして、六つの項目を記載しております。一つ目は、農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応える。二つ目は、農業者が、効率

的かつ安定的な農業経営を行えるよう農地の利用集積等を推進。三つ目は、記載内容について、「農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、関係行政機関へ意見提出を行います。」に修正しております。四つ目は、農業者年金制度の普及を図り、経営移譲年金の受給のための適切な指導に努める。五つ目は、農業後継者の結婚相談活動に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進。最後六つ目ですが、農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努める。以上六点の重点事項となっております。2ページ、3ページをご覧ください。活動計画といたしましては、1番から8番までの活動計画を記載しております。1番目の「農地の有効利用事業」といたしましては、4項目、2番目の「農地調整事業」は2項目、3番目の「担い手育成確保事業」では2項目、4番目の「農政及び農業振興」といたしましては、2項目、5番目の「農業者年金業務の推進」は3項目、6番目の「公益財団法人幕別町農業振興公社」では1項目、7番目の「情報活動の強化」といたしまして、3項目、最後になりますが8番目、「農業委員・職員研修の実施」では2項目の活動計画となっております。また、活動計画中、下線部分2カ所について、記載内容の修正をしております。次に3ページ中段になります。「体制の充実」では、「農業委員会総会等の開催」として3項目、農地台帳の整備及び公表」といたしまして、2項目の活動計画となっております。4ページをご覧ください。農業委員会事業計画ですが、主催別に平成28年度1年間の開催日等を記載しております。以上、内容の説明とさせていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第10号について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第21回農業委員会総会を閉会いたします。

事務局

ご起立願います。ご苦労様でした。